



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 岡山県最低賃金

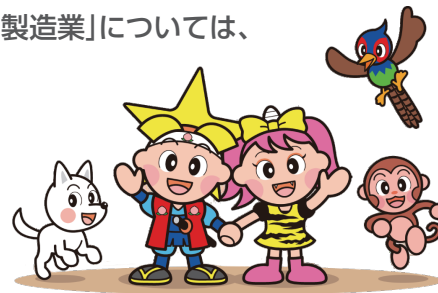
必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別	最低賃金	効力発生日
時間額	932 円	令和5年 10月1日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	980 円	令和5年 12月21日
鉄鋼業	1,050 円	令和5年 12月15日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,005 円	令和6年 1月11日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	974 円	令和5年 12月21日
自動車・同附属品製造業	991 円	令和5年 12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,041 円	令和5年 12月29日
各種商品小売業	933 円	令和6年 1月10日

業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものである。

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
  - ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
  - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
  - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
  - ③ 臨時に支払われる賃金
  - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



© 岡山県 「ももっち・うらっちと仲間たち」

## 賃金引上げ特設ページ

- ・賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介
- ・地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- ・政府の支援策の紹介



詳しくは賃金引上げ  
特設ページでチェック

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>

## 賃金引上げ

## 支援対策

- ◎ 「働き方改革」無料相談  
岡山働き方改革推進支援センター  
0120-947-188
- ◎ 業務改善助成金/働き方改革推進支援助成金  
問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室  
086-224-7639
- ◎ キャリアアップ助成金  
問合せ先：岡山労働局職業対策課 助成金事務室  
086-238-5301

## 労働条件

### 相談ほっとライン

はい！ るうどう

0120-811-610

※相談時間：平日17:00～22:00・土日祝日9:00～21:00  
労働者の方、事業主の方、  
労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業が長い！ ・年休がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからない
- ・労働条件の通知って必要なの？ などなど！

## WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014  
岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591  
倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177  
津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157  
笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196  
和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358  
新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136